

# 地区計画区域内における行為の届出書

(新曽第二地区)

年 月 日

(宛先)  
戸田市長

届出者 住所  
氏名

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、  
土地の区画形質の変更  
建築物の建築又は工作物の建設 について、下記により届け出ます。  
建築物等の用途の変更

## 記

- 1 行為の場所 戸田市大字 ( 街区 画地)  
2 行為の着手予定日 年 月 日  
3 行為の完了予定日 年 月 日  
4 設計又は施行方法

(1)土地の区画形質の変更		区域の面積	m <sup>2</sup>	
建は 築工 物作 の物 建の 築建 又設	(イ) 行為の種別(建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)			
	(ロ) 設計の概要	届出の部分	届出以外の部分	合計
	(I)敷地面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(II)建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(III)延べ床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	(IV)高さ	地盤面から		m
	(V)用途			
(VI)かき又はさくの構造				
(3) 建築物等の 用途の変更	(イ) 変更部分の延べ面積	m <sup>2</sup>		
	(ロ) 変更前の用途			
	(ハ) 変更後の用途			

- 備考 1 届出者が法人である場合においては、氏名はその法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。  
2 建築物等の用途の変更について変更部分が2以上あるときは、各部分ごとに記載すること。  
3 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。  
4 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1の届出書によることができる。